

東風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 41号

福岡市東区千早 5-17-18 TKビル2号館1階

ふくおか市民政治ネットワーク・福岡東事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2021年10月3日発行)

原発汚染水 1^キ沖で放出へ 地元の合意ないまま

東京電力福島第一原発の汚染水について東電は原発の沖合 1^キまでに配管を通し、海洋放の方針を 8月 25日 発表した。政府と東電は 2023年春にも、原発の沖合約 1^キに海底トンネルを通して放出を始める。増え続ける放射性物質を含む汚染水を、多核種除去設備 (ALPS) で処理し、取り除けないトリチウムは湾外から取水した海水で薄め、放射性物質の濃度を低くして排水する予定だ。海域モニタリングで分析・監視するとはいえ、どこが安全なのだ。

風評被害を前提として、売れなくなる冷凍水産物を買いとる**基金が創設**される。東電が漁業者に支払わなければならない損害賠償を、国が肩代わりする。原発事故の賠償をめぐるのは、事故との因果関係がないとの理由で、東電が拒むケースも出てきている。国の原子力損害賠償紛争解決センター (原発ADR) の和解案を東電が拒否する事例もあり、地元の不満は高まっている。全国漁業協同組合連合会は「汚染処理水の海洋放出に断固反対である。」福島県漁連は「引き続き海洋放出に反対し、汚染水の陸上保管の検討を続けるよう訴えていく。」と述べた。

国・東電の事故責任を明らかにしなければ、風評被害対策では解決しない。

東電福島第一原発事故の責任を問い、事故の真実を明らかにする**福島原発刑事裁判**は、旧経営陣の勝俣元会長、武黒前副社長、武藤前副社長ら 3 被告に対して、避難先や搬送元、双葉病院で死亡した住民の無念の死を晴らすため、刑事裁判が行われている。11月2日 (火) 東京高裁 104号法廷にて、**控訴審第1回公判**が行われる。現地に行けずとも心から支援を!!

東京電力は 13日、福島第一原発の汚染水を処理する、多核種除去設備 (ALPS) で、排気中の放射性物質を吸着する**フィルター**が 25か所中 24か所で**破損**していたことを明らかにした。2年前の点検でも 25か所すべてで破損が見つかったが、東電は当時、公表もせず部品交換をこっそり行い、再発防止策も講じていなかった。東電が同日、原子力委員会の会合で報告した。設備がある建物周辺の放射線量の上昇は確認されなかったため、東電は外部への影響は無いものとしている。隠ぺい体質は相変わらずだ。東電によると、**フィルター**は、ALPSで汚染水を処理する過程で出る汚染物質を専用の容器に流し込む際、排気中に含まれる放射性物質を吸着するもの、いのちにかかわる原発作業をしている企業とはとても思えない。

今後、汚染水の海洋放出が始まると、ほとんどの放射性物質をフィルターで取り除けると言われている**ALPS設備**が果たして機能するのか、様々な疑問が生じる。

第1には 処理済み汚染水は希釈し、薄めたから安全なのか？

第2に 放射能の海洋監視・分析は正確に長年行われるのか。

第3に 増え続ける汚染水の増加に追いつくのか。いつまでつづくのか。

第4に 1.5^キ先の海洋は、サンマ・いわしの豊富な魚場である。大丈夫か。

第5に 残留した放射性物質、とりわけトリチウムは安全なのか。

すべてにわたり疑問だらけ、不安だらけである。これでも安全と言えるのでしょうか。

福島原発の汚染水の海洋放出は絶対反対です。国際的にも例をみない環境破壊を

日本が実施していいのでしょうか。私たち日本人が止めなければなりません。(T)

災害は忘れた頃にやってくる！

宮崎の自然と未来を守る会 共同代表：青木幸雄

福島第一原発事故から 10 年半が過ぎた。

福島事故が起きるまで、国や電力会社などは、日本ではチェルノブイリ原発事故のような過酷事故は起きないと言いつけてきた。しかし、それは全くのウソだった。

ベントや水素爆発、メルトダウン、メルトスルーまでもが現実となった。事故当時、現場で指揮した吉田元所長は、東日本壊滅をもイメージした。また近藤元原子力委員長は、通称「最悪のシナリオ」を描き、最悪、原発から半径 250km の避難を想定した。首都圏を含む 5,000 万人の避難である。最悪を逃れたのは、免震重要棟があったこと、2号機はベントができなかったにもかかわらず格納容器爆発を逃れたこと、4号機の使用済み核燃料プールではたまたま上にあつた水が入つたこと等、奇跡的な出来事が重なつたためだ。そのようなことがなかつたら、今の日本の姿はなかつたはずだ。



ところで、福島事故直前の 1 月末、宮崎市と川内原発のちょうど真ん中にある新燃岳が約 300 年ぶりにマグマ噴火した。宮崎市中心部からは約 60km の距離だ。どす黒い火山灰が東へと流れ、日南海岸を越え太平洋にまで流れた。これが放射能だつたらと思うとゾツとした。玄海原発から福岡県庁までは約 55km、県境まで最短約 20km だ。それも、福岡県は玄海原発からは風下になりやすい東側に位置している。玄海原発で重大事故が起これば、逃げる間もなく壊滅的被害を受けかねない。

現在、「原発は発電時に CO₂ を出さないから地球温暖化防止に役立つ」と宣伝されるが、実際は全くその逆だ。原発に関わる各工程では、ウラン採掘から精錬・加工・運搬、そして建設や操業でも CO₂ を出す。その後の廃炉・核のごみ管理などを考えると天文学的な数字になるはずだ。また、忘れてならないのは、原発でつくられる膨大な熱のうち、電気になるのは 3 分の 1 だけで、あとの 3 分の 2 は温排水として地域の海水温を約 7 度も上昇させ、海の生態系を破壊していることだ。それらを差し置いて、地球温暖化防止に役立つとは本末転倒もいいところである。

日本は太平洋プレートなどがせめぎ合うため、世界有数の地震・火山国だ。それも、超巨大地震や破局噴火さえ起きてきた国である。阪神淡路大震災以降でさえ、ギネス認定の最大加速度 4022 ガルを記録した岩手・宮城内陸地震や M9.0 の東北地方太平洋沖地震、震度 7 が連続した熊本地震等、誰も予想しえなかつた地震が続いている。

地震や噴火等は止められないが、原発は決断さえすれば止められる。「第 2 のフクシマ」が起きる前に原発停止こそ必要だ。福島事故を忘れてはならない。

(写真：2011 年 2 月 3 日、数百 km 先までたなびく新燃岳噴煙／NASA 地球観測衛星 Aqua)

裁判闘争 秋の陣に結集を!!

◎10/19(火) 川内原発行政訴訟 控訴審

7/16 第5回控訴審では、原告代理人弁護士が空气中降下火砕物の濃度計算の具体的な不合理性、そして新規規制基準や原子力事業者、原子力行政が、福島第一原発事故の教訓を適切に踏まえておらず、事故後も相変わらず欺瞞的な言論に終始していることなどを陳述した。

今後の裁判の進行については、次回進行協議、次々回も進行協議だがこの回で証人調べを決めることになり、次々々回は、証拠調べになる予定。

10/19は進行協議のみだが、闘いを継続するために福岡県弁護士会館で報告集会と分かりやすい火山学のビデオ上映を行う。14:00～福岡県弁護士会館2階大ホール

◎10/21(木)14:30～石木ダム工事差止控訴審 判決 (福岡高裁101号法廷)

6/18 第4回控訴審では、被告側の主張全体に対する反論を高橋弁護士が、結審に対する意見書を魚住弁護士が、原告の石丸勇さんがこれまでの石木ダム建設をめぐる長崎県と佐世保市のだまし打ちの実態について痛烈な意見陳述を行った。

しかしながら、森富裁判長は、原告・被告双方の証人申請は必要なしと却下し、結審した。

現地では工事が強行され、原告は現地での闘いにくぎ付けにされており、原告代表が裁判へ参加するという状況の中での判決である。

◎11/10(水)14:30～玄海原発全基差止・行政訴訟 第1回控訴審 (福岡高裁101号法廷)

2021年3月12日、佐賀地裁(達野ゆき裁判長)は、国相手の行政訴訟「玄海原発3・4号機原子炉設置変更許可取消し」及び九電相手の「玄海原発3・4号機運転差止」の二つの裁判においていずれも棄却した。この不当判決に対して控訴していた裁判がいよいよ始まります。

・13:00～門前集会 ・14:30～行政訴訟 ・15:00～全基差止 ・16:00～記者会見・報告集会

◎11/16(火)14:30～福島原発事故被害者救済九州訴訟第2回公判 (福岡高裁101号法廷)

福島県や首都圏から自主避難した14世帯41人が一人あたり330万円の損害賠償を求めた控訴審。2020年6月4日の福岡地裁の判決は、国の責任を否定し、救済の範囲については「自主避難等対象区域からの避難の相当性は認めるが、区域外(福島県外)からの避難の相当性は認めない。」という極めて差別的判決内容だった。

控訴審の裁判長は森富義明、裁判官は伊賀和幸、川口淳哉。

第1回控訴審では原告側から原告1名と代理人5名が意見陳述。被告側国と東電は控訴棄却を求めた。原告の意見陳述は原告団長の金本さんの長男金本暁さんが行い、当時中学生だった彼は原発事故という不条理な理由で故郷や友達を突然失ったことで、避難先の久留米での学校になじめなかったことなどを赤裸々に陳述し、責任の所在を明確にすることを訴えた。

今回は、原告側は意見陳述、被告東電は「今いかに福島が安全か」をプレゼン予定。

※11/2(火) 東電福島原発事故刑事裁判 第1回控訴審 (東京高裁)

2019年9/10の不当判決に対して9/30控訴し、2年以上経てようやく控訴審が始まります。なかなか、東京へ行くのは難しいですが、是非、この控訴審にもご注目ください。

ズーム連続オンラインセミナー「責任は誰がとるのか」開催中。詳細は「福島原発刑事訴訟支援団」のホームページを参照ください。(M)

第7回定期総会 書面決議報告

8/29 開催予定の第7回定期総会は新型コロナウイルス感染の大爆発のため、書面決議としました。書面決議の結果は、会員34名中役員5名を除いた29名で以下の通り全て採決されました。

- ・1～4号議案（第7期活動報告・決算案、第8期活動方針・予算案） 賛成20 反対0
- ・5号議案（役員選出） 賛成19 反対0 保留1

※会員からのご意見については以下の通りです。

- ・原発を廃止させ、化石燃料を使わないようして、風力、太陽光、水力、地熱でエネルギーを確保すべき。そして、水や紙などの資源を大切にし、省エネを進めるべき。
- ・反原発の大きな流れを作るためにも方針の中で「原発なくそう！九州玄海訴訟」との連携も加えるべきではないか。また、玄海原発では1、2号機の廃炉作業が始まっているが、核のゴミを持っていく所がない状況では廃炉作業は一旦やめてどうすべきか検討すべきではないか。核のゴミをこれ以上拡散すべきではない。

※上記意見については、今後の活動の中で検討していきたいと考えます。

◇採択された今期方針の中で、東区へのビラ入れを提案しています。

第1回目のビラ配布を10/10(日)に行います。ご参加をお願いします。

- ・集合場所や時間等については10/6(水)第3回運営会議で検討します。
- ・参加希望の方は、090-4341-4166 松村携帯までお問い合わせください。

◇また、緊急事態宣言が解除されて、原発学習会を市民ネット福岡事務所で開催しました。

10/3(日) 原発学習会「カタストロフィ」上映会

- ・第1章 地震・津波・火山と原発 学者の警告
- ・第2章 福島原発事故の教訓
- ・第3章 核燃サイクル政策の破綻
- ・第4章 再処理工場の大事故

福島原発事故など無かったかのような今の国の有様です。地震・噴火など災害列島日本における青森の核燃料再処理工場の惨事は、日本を破滅させます。学者の厳しい警告にもかかわらず、国や電力会社等の事業者のリスク評価は依然として甘く、災害列島に住む私たちは今、3.11の前夜にいます。次なる大惨事を防ぐために、急ぎましょう。学びましょう。広めましょう。このCDも貸し出します。他にも東電刑事裁判などいろいろあります。ご希望の方はご連絡ください。(M)

【編集後記】

◇2面に寄稿していただいた青木幸雄さんのご紹介

宮崎県生まれ。実家の作物にチェルノブイリの放射能を検出以来、原発問題に取り組む。串間原発計画や南郷町中間貯蔵施設問題に尽力。仲間と続ける毎週金曜日の「原発稼働反対ウォーク」は、川内原発廃炉等を訴え、もうすぐ450回。

◇東電、テロ対策不備を放置 柏崎刈羽原発

9/22 東電が原子力規制委に出した報告書で、侵入検知設備の故障を代替装置で済ませていたことに現場から疑問視する声が上がったが放置するという東電の安全軽視の姿勢が再び浮き彫りになった。3.11 未曾有の福島原発事故を起こした東電は、ALPS事故の隠蔽同様、当事者としての反省も全くなく安全対策無視がますますひどくなっている。

◇会費未納の会員のみなさん、及びカンパは下記の口座に振り込みをお願いします。

<振込先> 福岡銀行千早支店(店番301) 口座番号 837961

東区から玄海原発の廃炉を考える会 会計 田中 隆 宛